

## 特別児童扶養手当のご案内

問 保健福祉課 児童福祉係  
☎476-1111(144・145)

特別児童扶養手当とは、身体又は精神に重度又は中度以上の障がいのある20歳未満の児童に対して支給される手当です。

### ◆ 目的

身体又は精神に重度又は中度以上の障がいのある20歳未満の児童(「障がい児」)に対してこの手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とします。

※「障がい児」=法に規定する障害等級に該当する程度の状態にある者。

### ◆ 受給資格

手当を受けることができる人は、「障がい児」を監護する父もしくは母(父及び母が監護するときは所得の多い人)又は父母にかわって児童を養育している人に対して支給されます。

いずれの場合も、国籍は問いません。

[次のような場合は、手当では支給されません]

#### ● 児童が、次の1～3にあてはまるとき

- 1 日本国内に住所を有していないとき。
- 2 児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき。
- 3 児童福祉施設等(保育所、通所施設を除く)に入所しているとき。

#### ● 父又は母もしくは養育者が、日本国内に住所を有していないとき。

### ◆ 手続き

手当を受けるには、役場保健福祉課で、次の書類を添え、請求の手続きをしてください。

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本1通
- ②請求者と対象児童のマイナンバー
- ③所定の診断書等(障がいの種類により診断書は異なります。)
- ④その他必要書類

### ◆ 手当の金額(1か月あたり)令和4年4月1日から改正

#### 1 級該当のとき

- 1人 52,400円
- 2人以上は、1人のときの手当額×障がい児数

#### 2 級該当のとき

- 1人 34,900円
- 2人以上は、1人のときの手当額×障がい児数

### ◆ 所得状況届

毎年8月に受給資格者全員が、所得状況届を提出する必要があります。届を提出しないと、その後の手当を受けることができません。

### ◆ 所得による支給の制限

前年の所得により手当の全部が支給されないことがあります。